第三十八条の四第二十項第二号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第二十二項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号イ中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改め、同号ロ中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同号ハ中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第二十三項第二号ロ(1)(i)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号ロ(1)(ii)中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同号ロ(1)(iii)中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第四十条の二十四第一項中「都市計画法第十二条の五第二項第三号」を「都市計画法第十二条の五第二項第一号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「二号施設道路（同条第五項第二号」を「一号施設道路（同条第五項第一号」に、「二号施設」を「一号施設」に改め、同条第二項中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「二号施設（二号施設道路」を「一号施設（一号施設道路」に、「二号施設に」を「一号施設に」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部改正）

第四条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項第四号チ」を「第四条第一項第八号」に改める。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第五条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「第四条第三号」を「第四条第一項」に改め、同条中「法第四条第三号」を「近畿圏の保全区域の整備に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

第四条第二号中「堆積」を「堆積」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二条第一号」を「第一条第一号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第六号及び第七号ロ(3)中「堆積」を「堆積」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一号中「勾配」を「勾配」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

（中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四十三年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画」を「又は都市開発区域建設計画」に改める。

第二条中「第四条第五号ヌ」を「第四条第一項第一号ヌ」に改める。

第三条中「第五条第三号」を「第五条第一項」に改め、「の各号」を削る。

（都市計画法施行令の一部改正）

第七条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改める。

第七条の五及び第七条の七第一号中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改める。

第十二条第一号中「第六条の二第二項第二号」を「第六条の二第二項第一号」に改める。

第十三条の表地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項第三号イを削り、同号ロ中「第十二条の五第五項第二号」を「第十二条の五第五項第一号」に改め、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ロ　土地利用に関する基本方針

第十三条の表歴史的風致維持向上地区計画の項第三号中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第一号」に改め、同表沿道地区計画の項第三号中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改め、同項第四号イを削り、同号ロ中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改め、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ロ　土地利用に関する基本方針

（筑波研究学園都市建設法施行令の一部改正）

第八条　筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四十五年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

別表中「市町名」を「市名」に改め、同表つくば市の項中「及び高野台」を「、高野台、牧園、池の台、松の里、西の沢及び若葉」に改め、同表茎崎町の項を削り、同表備考中「平成十一年十月一日」を「平成二十三年八月一日」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「第二十三条第二項第四号」を「第二十三条第二項第三号」に改め、同項第二号中「第六条第二項第二号」を「第六条第二項第一号」に改める。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第六項」を「第四条第五項」に、「つど」を「都度」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第九条第四項第二号」を「第九条第四項第一号」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第二号」に、「重点整備地区において同項第四号」を「重点整備地区において同項第三号」に改める。

（多極分散型国土形成促進法施行令の一部改正）

第十三条　多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六十三年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第七条第二項第四号」を「第七条第二項第三号」に改める。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「第三十二条第二項第二号」に改める。

（景観法施行令の一部改正）

第十六条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第二項第五号ロ」を「第八条第二項第四号ロ」に改める。